

感染症予防及び発生時の対応マニュアル

令和6年2月

合同会社 障がい総合支援ひかり

集団活動を行う場では、感染症に感染する可能性が高くなります。感染症にかかる可能性を低くすること、また、感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的としたマニュアルです。

なお、業務継続も含めた感染症に対する網羅的対応方針等は、別途BCP（業務継続計画）において定めてあります。

1、感染経路の理解

1) 飛沫感染

咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を、近くにいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は最大1.2m飛び散るとも言われている。但し、大きな病原体は1メートル程度までしか飛沫しないと言われており、2m以上離れていれば感染の可能性は低くなると言われている。

2) 空気感染

咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体が浮遊し、同じ空間にいる人が吸い込むことで感染する。

3) 接触感染

握手や抱っこなどの直接接触感染と、汚染されたドアノブ、手すり、遊具などを介して感染する間接接触感染がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舂めること等によって病原体が体内に侵入する。

4) 経口感染

病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。

5) 血液・体液感染

幼児においては接触が濃厚であること、怪我や皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。

6) 節足性動物感染

病原体を保有する昆虫やダニが、ヒトを吸血する時に感染する。

2、予防

1) 手洗い

- ①正しい手洗い、こまめな手洗いの慣行
- ②利用者は個別のタオルを使用し、流行期はペーパータオルを常設
- ③玄関や手洗い場には自動アルコール等噴霧器を設置し、来所持は手指消毒を行う

2) 咳・くしゃみの対応

- ①流行期は、利用者も日常的なマスク着用をできる限り励行
- ②流行期以外も、活動時に職員は極力マスクを着用
- ③風邪症状がある場合のマスク着用の実施
- ④やむなく咳やくしゃみをする際は、袖や上着の内側で口や鼻を覆うなどの咳エチケットを励行
- ⑤鼻をかんだ時、唾液が手についた時などは直ちに流水及び石鹸を用いて手洗いをする

3) 嘔吐物

- ①嘔吐物処理は原則職員1名で行い、ゴム手袋、マスクを着用して対応する
- ②汚染物や汚染個所は次亜塩素酸ナトリウム溶液で十分に浸し、使い古しの布等で拭き取る
- ③拭き取ったものは二重にしたビニール袋に入れて密封して廃棄する
- ④処理後、対応職員は石鹼、流水で手洗いと手指の消毒
- ⑤感染拡大防止のため、嘔吐物の付着した衣類等のご家族とご相談の上、処分か廃棄かを判断

4) 便の取り扱い

- ①おむつ交換、トイレ介助時の排便処理の際は、使い捨て手袋を着用
- ②おむつ類はビニール袋に入れて口を結び、所定のごみ箱に廃棄する
- ③利用者、職員共に石鹼を用いて流水でしっかりと手洗いを行い、手指の消毒をする

5) 血液・体液の取り扱い

- ①血液、体液については慎重に取り扱う

【例】皮膚に傷や病変がある場合は、絆創膏などで覆うなどの防護を行う。
傷に利用者が触れないように配慮する。

- ②鼻出血や外傷に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗いと消毒をする

6) 清掃

- ①複数の人が頻繁に触れるドアノブ、スイッチ、玩具などのアルコール消毒を毎日定期的に行う
- ②嘔吐物がついたものを洗濯する際は、他の洗濯物と別に取り扱う
- ③夏場は蚊の産卵を減らすため、植木鉢の受け皿など水たまりをつくらない

7) 換気、室温、湿度に関して

- ①空気感染対策のため、常時換気を行う
- ②空気清浄機を活動中は常時稼働させる
- ③部屋の温度や湿度を保つために、加湿器やエアコン等で調整を行う

8) 調理、おやつ時

- ①施設でクッキングを行う場合、利用者・職員共にマスク、エプロンを着用
 - ②食材の管理や調理器具の洗浄などに十分に注意を払い、食品に触れる際はビニール手袋を着用する
 - ③調理開始前やおやつの前には、利用者は手洗いや手指消毒を実施する
 - ④マスクの着用が難しい利用者が多い場合などは、調理活動以外の活動を検討する
- ※なお、入所時にアセスメントにてアレルギーについての聞き取り調査を行う

9) 外遊び

- ①公園等外出を行う際には、虫刺されなどを防ぐため、肌の露出も極力抑えた服装を推奨
- ②他人の飲み残しや食べ残しの痕、動物の糞など不衛生物がないかを確認してから活動を開始する

10) 職員の衛生管理

- ①手指の消毒、うがいの実施
- ②活動中の適宜飲水の促し（利用者や職員から距離を取って飲水）
- ③毎年流行の時期を推測し、適切な時期に会社全体で感染予防に関する注意喚起等を実施する
- ④毎年流行の時期を推測し、適切な時期に会社負担にてインフルエンザ等の予防接種を推奨

11) 利用者の情報

- ①利用者の罹患歴の把握、日常の健康状態の把握
- ②学校や他の施設の感染症情報の収集に努め、事業所でも事前対策を強化する

3、感染症発生時の対応

1) ご家族から感染症の発生の連絡を受けたら

- ①発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認
- ②接触した接触した可能性がある利用者、職員の特定
- ③感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行う
- ④職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底など再度確認する

2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の確認

- ①学校や他のサービス提供施設から情報を得て、自施設での感染拡大を防ぐ対応を行う

3) 所管への連絡

- ①集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所、所管へ連絡し助言を受ける
- ②保健所や市役所への報告・届出・連絡・相談等の窓口が設置されている場合は連絡を行い、指導・指示を受ける

4) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

- ①インフルエンザ等に罹患した場合、学校保健安全法施行規則学校保健安全法施行規則に従い通所を再開する。

<インフルエンザ>

未就学児…発症した翌日から5日を経過し、且つ解熱後3日を経過するまで

就学児以上…発症した翌日から5日を経過し、且つ解熱後2日を経過するまで

<新型コロナウイルス感染症>

発症した翌日から5日を経過し、且つ症状軽快後1日を経過するまで

- ②解熱は、解熱剤を使用せずに発熱が見られない状態を指す（37.5度以下）
- ③期間を経過した後も頻回な咳こみ等の呼吸症状が残っている場合は、なるべく利用自粛を推奨する